

令和 4 年 6 月 17 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2021

課題番号：24730090

研究課題名（和文）子会社利害関係者の保護と親会社の責任

研究課題名（英文）Protection of Constituencies in Subsidiary and Parent Company Liability

研究代表者

清水 円香（SHIMIZU, MADOKA）

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：50452800

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：日本の会社法にとって、結合企業関係にある会社の規律が長年の課題となっていることから、本研究では、結合企業に関する外国の立法例の調査結果を得ること等を目的として、少数株主締出し制度、事実上の取締役、および、親会社取締役による子会社管理行為に係るフランスの規律と議論の状況を明らかにした。また、フランスのグループガバナンスに関する議論と子会社株主保護法制を取り上げ、フランスの結合企業法制の全体像を整理した。これら各研究でフランス結合企業法制の特徴を明らかにし、伝統的にドイツ法を参考に結合企業法につき議論してきた日本に、フランス法は、ドイツとは異なる解決の選択肢を示唆することを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

結合企業法制に関する日本の研究がドイツ法や米国法を参照してきたのに対し、本研究は、フランス法を扱う。フランスの結合企業法に対しては、近年EUでこれを参照した議論が展開され、日本でも関心が高まっているが、研究の集積がない。本研究は、日本の学術界の要請に応える点で意義を有する。ドイツ法や米国法は、子会社利害関係者保護の観点に軸足を置く。フランス法は、それだけでなく、企業グループ経営の現実（グループ全体の利益を志向した会社の運営）にも配慮する。フランス法を参照し、グループ経営の有用性にも意識を向けることは、会社の長期的利益に目を向けた積極果敢な経営や経済の発展につながりうる点で社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）： This research elucidates discussions of French company law on the regulation of squeeze-out, liabilities of de facto directors, and liabilities of parent company and its directors for their direction to subsidiaries. Japanese company law has addressed a problem how it should coordinate interests of constituencies in group of companies. I think that it can obtain useful suggestions by researching discussions of French company law.

This research also discusses group governance and protection of minority shareholders in French company law and clarifies a whole picture of French regulation for company groups. It clarifies characters of French regulations for company groups and indicates to Japanese company law a way to regulate company groups which is different from that of Germany.

研究分野：商法

キーワード：会社法 親子会社 結合企業 企業グループ フランス会社法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

現代の企業は、その多くが企業グループを構成する一つの会社として存在している。これに対して、わが国の会社法の規定の多くは、企業結合関係を念頭に置かず、単体の会社を対象としている。このため、結合企業の多く存在する現実の下で、会社法がそのままの形では対処し難い問題が生じうる。そうした問題として、第一に、持株会社の株主は、その剰余金の配当の源泉が子会社の事業活動にあるにもかかわらず、それについて直接の監督を行うことができないこと、第二に、親会社が議決権を背景として子会社に影響を及ぼすことで、子会社に不利な経営がなされ、子会社とその利害関係者の利益が害されるおそれがあること、第三に、企業グループを構成する会社の取締役は、多くの場合、その者が取締役に就任している会社の利益よりもグループ全体の利益を考慮して行動するが、グループ構成会社取締役も個別会社に対して善管注意義務・忠実義務を負っていることを前提とする会社法が、そのような行動の経営上の合理性を、そのままでは考慮できない可能性があること等が考えられる。これらの問題を解決しようとする際には、グループ経営における危険に着目し、グループ全体の企業価値の最大化を目指す経営によりその利益が害され易い子会社少数派株主や子会社債権者の保護の観点から検討しつつ、グループ経営の有用性・必要性にも着目し、グループ経営のメリット・効率性を阻害しないような法制を構築することが必要となる。

研究開始当初、わが国では、法務省法制審議会会社法制部会において、平成 26 年会社法改正に向けた議論が展開されていた。そこでは、親子会社関係において生じる問題（前記第一の問題や第二の問題）に対応するための提案がなされた（法制審議会会社法制部会第 1 回会議（2010 年 4 月 28 日）参考資料 2、第 6 回会議（2010 年 10 月 22 日）部会資料 4、第 7 回会議（2010 年 11 月 24 日）部会資料 5、第 11 回会議部会資料 11 参照）。その中で、第二の問題に関しては、子会社とその少数株主の保護につき、一定の場合に親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文規定を設けることが提案され、子会社債権者の保護につき、既存の制度のほかに子会社債権者に対する親会社の責任を肯定すべきかが議論された。このような議論を行うにあたり、外国の立法例を参考とすることは、日本法における議論を深化させる有益な手段の一つと考えられた。法制審議会は、アメリカ、ドイツ、イギリス、およびフランスの議論を参考に審議を進めているが（法制審議会第 6 回会議（2010 年 10 月 22 日）参考資料 16）、法制審議会のメンバーによると、フランス法についてはわが国における研究が少なく、その法制を把握することが困難となっており、フランス結合企業法研究の需要が高いとのことである。

なお、上記の提案は、親子会社間の取引に萎縮効果を及ぼし企業集団による経営を不当に妨げるおそれがある、グループ経営により子会社が得る利益は算定困難なことが多く、利益・不利益により法定責任を創設すると合理的なグループ経営が規制されるおそれがある等の反対意見も強く、結局、平成 26 年会社法改正に盛り込まれることはなかった。しかし、こうした規律が除外されたことは、会社法がこの問題への関心を失ったことを意味せず、今後も継続的に研究する必要がある。そして、同様の問題への外国法の取組みを調査する意義も依然として大きいと考えられる。

## 2. 研究の目的

研究全体の目的は、親会社が議決権を背景として子会社に影響を及ぼすことで、子会社に不利益を与える経営がなされ、子会社とその利害関係者の利益が害されるおそれがある一方、親会社とその取締役は子会社を管理する必要もあるところ、こうした親会社ないし親会社取締役の行為（ないし不作為）について、グループ経営による危険への対処とグループ経営の効率性の確保に配慮した場合に、いかなる規律が適切か、外国法の例を参考に、その解決策を導き出すことにある。具体的には次のことを明らかにすることを目的とした。第一に、フランスにおける、親会社の子会社・子会社利害関係者に対する責任の根拠となる事実上の取締役の概念がどのように捉えられているのか、どのような要件のもとで親会社の責任が肯定されているのか、および、親会社取締役による子会社管理行為はどのように捉えられているか、第二に、第一の成果を、研究代表者自身のこれまでの結合企業に関するフランスの個別の制度に係る研究等とあわせて検討することにより、事実上の取締役の責任等親会社・親会社取締役による子会社経営への関与が、フランスの結合企業法制の中でどのように機能しているのか。第三に、第一の成果と第二の成果を基礎に、日本の法制の構築に参考となる点としてどのようなものがあるか。

## 3. 研究の方法

(1)研究手法としては、主に、フランスの文献と判例をもとに、フランスにおける結合企業法制を調査・検討するとともに、2012 年にフランスで調査を行い、成果を論文において公表する形をとった。

(2)具体的な取り組み方としては、「2 研究目的」の第一の点については、親会社ないし親会社取締役の行為により子会社に損害が生じた場合に、行為と責任の所在を一致させるという観点

から展開されてきた事実上の取締役の責任に関するフランスの議論と、行為と責任の所在を一致させるという観点に加え、親会社取締役による子会社管理行為を法的に承認するという観点から展開される「権限委譲」という労働法で発展した技法に着目したフランスの議論を取り上げた。また、「2 研究目的」の第二の点を明らかにするためには、結合企業関係が変容する場面に関する規律にも着目する必要がある、特に少数株主の締出しに関するフランス法の規律を調査・検討した。そのうえで、フランスのグループガバナンスに関する議論とフランスの子会社株主保護法制を研究し、それらのなかで、前記 ~ がどのように機能しているかを整理した。

#### 4. 研究成果

(1) 「3. 研究の方法」(2)の のフランス法における少数株主締出し制度(強制退出制度)の研究においては、同制度には次の特徴があることを明らかにした。第一に、強制退出を実施するには、公開買付けの前置が要求される。第二に、当該公開買付けにおいて、独立鑑定人の鑑定とAMFの審査が要求される。公開買付けへの応募が多数であったことをもって対価の公正が確保されたとみる英国法と比較すると、フランス法は、公開買付けに多数の応募があったことのみならず、独立鑑定人の鑑定を前提としたAMFの審査を要し、これらに対価の公正を確保する点で特徴を有する。第三に、退出のための公開買付け・強制退出実施の持株要件の算定に際し、協同行為者の持株を考慮する。

(2) 「3. 研究の方法」(2)の の事実上の取締役の責任に係るフランスの議論の研究においては、次のことを明らかにした。正規の手続きを経て選任された取締役(法律上の指揮者と呼ばれる)の地位にない者で、完全に自由かつ独立して、継続的かつ定期的に会社の業務執行および指揮の積極的な活動を行う者を、フランス法は、「事実上の指揮者」と呼ぶ。「事実上の指揮者」に、法律上の指揮者と同様の刑事責任または民事責任が課される場面として、次のものがある。「事実上の指揮者」の行為が、会社財産濫用罪(フランス商法 L242-6 条 3 号 4 号)に該当する場合、当該指揮者は法律上の指揮者と同様の刑事責任を負う(フランス商法 L246-2 条)。法人の裁判上の更生または裁判上の清算において資産の不足が判明した場合、裁判所は、当該資産不足に業務執行上のフォートが影響した場合には、当該業務執行上のフォートに寄与した法律上の指揮者のほか、事実上の指揮者に、会社の資産不足を填補させることを判令できる(フランス商法 L651-2 条)。事実上の指揮者も、会社、社員、第三者に対し、準不法行為、一般法、または、不法行為責任につき定める民法 1240 条に基づき、民事責任を負う。

親会社が「事実上の指揮者」に該当する場合には、子会社に対して、上記のような責任を負うこととなる。判例は、前記 の責任が問題となった事案について、子会社の法律上の指揮者による子会社の自治が認められる限り、親会社が保有する議決権を通じて子会社を支配しているという事実や子会社の業務執行がグループ全体の経営政策に合致しているかを親会社が監督しているという事実だけでは、親会社が「事実上の指揮者」に該当するとは言えないとする。「事実上の指揮者」の認定に謙抑的な判例の姿勢に対する学説の評価は分かれる。

(3) 「3. 研究の方法」(2)の の親会社取締役による子会社管理行為と「権限委譲」制度については、次のことを明らかにした。

フランスにおいては、企業グループの運営を、実務上の需要に応じて合理的に行うために、取締役が有する権限の一部を他の者に委譲するという、労働法の領域で発展してきた技法がしばしば用いられている。学説には、一方で、グループ経営の効率化・合理化の観点から、この技法が活用されるべきであるとする見解がある。すなわち、企業グループは、共通のグループ政策を実行することを目的として構成されるところ、グループ政策実現のため、グループ内の統一的指揮の必要から、グループ構成会社取締役がグループ内の複数の会社の運営に介入する必要が生じ得る。このような介入に法的正当性を持たせるために、権限委譲の活用が有用であるとされる。他方で、契約による企業組織の修正の手段として、権限委譲のほか、ある者を他社の社長補佐に選任する目的で、その者と雇用契約を締結する手法も実務において利用されているところ、法人の自治の原則からこうした契約の有効性を制限的に理解する立場も主張される。

フランス法における親会社取締役による子会社管理行為に関する議論の特徴として、親会社取締役による子会社管理につき、日本法が、これを取締役の「義務」として認識する考え方を強くしてきたのに対し、フランス法は、親会社取締役による子会社管理行為を法的に承認しようという発想に立ち、親会社取締役の「権限」の調整の問題として議論している点が挙げられる。このような発想は、グループ経営の現実に配慮するというフランス法の基本的なスタンスから発展したものと推測される。

(4) 「3. 研究の方法」(2)の のグループガバナンスに係るフランス法の状況は概ね次のように整理することができる。

業務執行者は、「子会社」および「会社が支配する会社」(フランス商法 L233-3 条)の活動と

成果が記載される業務報告書（フランス商法 L225-100 条・L233-6 条）または連結に含まれる会社により構成される集団の状況や発展の予測等が記載されるグループ業務報告書（フランス商法 L233-16 条・L233-26 条）を作成しなければならず、少なくとも、子会社、会社が支配する会社、および、連結に含まれる会社の状況を把握しておく必要がある。

監査機関である会計監査役は、業務執行者作成のこれらの報告書につき意見を示す必要があり（フランス商法 L225-235 条）、従属会社調査権も与えられている（フランス商法 L823-14 条 1 項）。会計監査役は、会計監査役が子会社等の業務に関し、違法・不正確を発見した場合、一定の措置を採ることが要求されている。

会計監査役がその職務において入手した子会社等の情報は、親会社株主に提供される。株主は、業務執行者作成の業務報告書、グループ業務報告書、コーポレート・ガバナンス報告書を閲覧し、または、業務鑑定人制度（フランス商法 L225-231 条）を利用し、子会社等の情報を収集することができ、とりわけ業務鑑定人制度は、親会社株主保護に係る制度として重視されている。

(5) 「3. 研究の方法」(2)の 子会社株主の保護に関しては、概要、次のような制度・判例法理がみられる。親会社の議決権行使により子会社の利益を害する子会社株主総会決議が成立した場合の子会社少数株主の救済手段として、多数決濫用法理がある。親子会社間の取引における親会社による子会社利益の侵害の問題については、利益相反取引規整が子会社利害関係者保護の役割を担っている。親会社による子会社の利益の侵害のおそれに対応する必要がある一方で、グループ全体の利益が志向されるグループ内取引の特殊性にも配慮する必要がある。EU法でも課題とされてきたところ、フランスの判例法は、会社財産濫用罪の正当化事由の解釈につき、この課題の克服と、個々のグループ構成会社およびその利害関係者の利益保護との調整を図っている。親会社・親会社取締役による子会社への影響力行使や子会社の管理については、行為と責任の所在を一致させるという観点から、事実上の指揮者の責任に関する議論が展開され、行為と責任の所在を一致させることと、親会社取締役による子会社管理行為を法的に承認するという観点から、「権限委譲」という技法に着目した議論が展開されている。結合企業関係の変容が生じる場面での子会社株主の保護に係る規律として、合併等組織再編行為に係る規律や、公開買付規制・少数株主の締出制度（「3. 研究の方法」(2)の ）がある。

(6)前記(1)～(5)の研究の結果、日本の法制の構築に参考となる点として次のようなことが考えられる。

第一に、フランス法は、進展する企業グループ運営の実態に合わせた規律の実現を目的として、法典化されたコンツェルン法ではなく、一般法、個別会社を念頭に置いた会社法の規定の解釈、判例法理により企業グループ法制を構築しようとする。このようなフランス法の考え方は、日本法にとって、ドイツ法とは異なったアプローチの選択肢を示唆する。

第二に、フランス法は、グループ構成会社とその利害関係者保護のほか、グループ経営の現実に配慮することを、結合企業法構築の基本的スタンスとする。たとえば、親会社・親会社取締役による子会社に対する影響力の行使・子会社管理について、「事実上の指揮者」概念を用いて行為と責任の所在を一致させようとするほか、「権限委譲」の技法を用いて、親会社取締役による子会社管理行為を法的に承認しようとする発想に立つ。こうした考え方は、隣国ドイツが子会社とその利害関係者保護を目的とする体系的な結合企業法を構築したものの、その硬直性から企業グループ経営の現実に十分に対応できていないという問題を目の当たりにしたことにより発生した。ドイツコンツェルン法の短所から生じたこうした発想は、伝統的にドイツ法を参照し、議論を展開してきた日本法にとっても、示唆に富むものである。

第三に、フランス法は、結合企業間取引に係る規律につき、取引条件を厳格に規律するのではなく、取引当事者である会社（とその利害関係者）の利益を確保しうる他の要素に着目し、結合企業間取引におけるグループ利益の追求の要請と個別会社・その利害関係者の利益保護の調整を図る。取引条件の公正を追求してきたアメリカ法や、グループ構成会社に生じる不利益の具体的な補填を要求してきたドイツ法を参考に議論を展開してきた日本法にとって、フランス法の考え方は、結合企業間取引に係る規律の新たな在り方を示唆する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

<p>1. 著者名 北村雅史 = 高橋英治編、北村雅史 = 阿多博文 = 田邊光政 = 吉井敦子 = 小柿徳武 = 吉本健一 = 村田敏一 = 野田輝久 = 村中徹 = 原田裕彦 = 今川嘉文 = 山下眞弘 = 釜田薫子 = 米山毅一郎 = 矢崎淳司 = 伊藤吉洋 = 山口幸代 = 坂本達也 = 清水円香 = 道野真弘他著</p>	<p>4. 発行年 2014年</p>
<p>2. 出版社 法律文化社</p>	<p>5. 総ページ数 464 (294-310)</p>
<p>3. 書名 グローバル化の中の会社法改正</p>	

<p>1. 著者名 砂田太士 = 久保寛展 = 高橋公忠 = 片木晴彦 = 徳本穰編、尾崎安央 = 山本為三郎 = 高橋英治 = 笠原武朗 = 中村信男 = 北村雅史 = 上田純子 = 宍戸善一 = 志谷匡史 = 伊藤壽英 = 高木康衣 = 清水円香 = 山田泰弘他著</p>	<p>4. 発行年 2021年</p>
<p>2. 出版社 法律文化社</p>	<p>5. 総ページ数 550 (213-228)</p>
<p>3. 書名 企業法の改正課題</p>	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>○法務省委託研究「グループガバナンスの在り方に関する調査研究業務報告書」（「第4部フランス」を担当） <a href="https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00026.html">https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00026.html</a></p> <p>○法務省委託研究「主要先進国における子会社株主保護の法制度に関する調査研究業務報告書」（「第4部フランス」を担当） <a href="https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00265.html">https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00265.html</a></p>
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------